

大阪学童保育 研究集会

おおさかけん
.....
みんなでつくる
学びと交流の場!

「子どもの権利条約」日本が批准し30年

ハッピーチルドレン♪
輝け子どもたち!

集会要綱



オープニング
Movie
みんなでつくる!
学童保育
スペシャルムービー♪

2024.6.23日

10:00 開会 / 16:00 終了

- ① オンライン参加 (ズームを使用します)
- ② 会場参加
 サンスクエア堺 (堺市)
 メイシアター (吹田市)
 大阪府社会福祉会館 (大阪市)
 大阪保育運動センター (大阪市)

臨時保育
あります
.....
3歳以上
要申込

午前の記念講演

「あせっちゃう子育て
～ゆれながらも大丈夫」

池添 素さん (NPO 法人福祉広場)

午後の分科会

- ① 子どものまなざし～心の声に耳をかたむけて
- ② 忙しすぎがちちょっと心配? - 自由・あそび・休けい
- ③ 自己肯定感ってどう育っていくの?
- ④ どう付きあえばいい?～SNS・オンラインゲーム～
- ⑤ 障がいのある子どもと共に育ちあう
- ⑥ どうしてですか?保護者会
- ⑦ 子どもが学校に行きたくないとき
- ⑧ 絵本の世界をたのしもう!
- ⑨ 親子でけん玉・こま

当日の流れ

午前	10:00～12:00	【全体会】 オープニング 記念講演 (堺から配信)
午後	12:00～13:15	【昼休み】
	13:15～16:00	【分科会】 全9分科会

主催 大阪学童保育連絡協議会

〔後援〕大阪府、大阪府教育委員会、大阪市、大阪市教育委員会、吹田市教育委員会、摂津市、摂津市教育委員会、茨木市、茨木市教育委員会、島本町、島本町教育委員会、豊中市、池田市、池田市教育委員会、能勢町、能勢町教育委員会、守口市、守口市教育委員会、門真市、門真市教育委員会、寝屋川市、寝屋川市教育委員会、枚方市、枚方市教育委員会、交野市、交野市教育委員会、四條畷市、四條畷市教育委員会、大東市、大東市教育委員会、八尾市、八尾市教育委員会、柏原市、柏原市教育委員会、松原市、藤井寺市、藤井寺市教育委員会、羽曳野市、羽曳野市教育委員会、富田林市、富田林市教育委員会、大阪狭山市、大阪狭山市教育委員会、河内長野市、河内長野市教育委員会、太子町、太子町教育委員会、河南町、河南町教育委員会、千早赤阪村、千早赤阪村教育委員会、堺市、堺市教育委員会、高石市、高石市教育委員会、泉大津市、泉大津市教育委員会、和泉市、和泉市教育委員会、忠岡町、忠岡町教育委員会、岸和田市、岸和田市教育委員会、貝塚市、貝塚市教育委員会、泉佐野市、泉佐野市教育委員会、泉南市、泉南市教育委員会、熊取町、熊取町教育委員会、田尻町、田尻町教育委員会、阪南市、阪南市教育委員会、岬町、岬町教育委員会 (5/9 現在)

児童憲章

1951年5月5日宣言

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

◎戦後を歩み出した 1948 年、日本では「祝日法」が定められ、5月5日を「こどもの日」としました。新たな憲法のもと、基本的人権として「子どもの権利」をとらえ、その成長を祝う日とされました。そして、1951年にこの「児童憲章」が制定されました。「わが国の次代をになうこどもの人間としての品位と権利を尊重し」と時の総理大臣が児童憲章の宣言式で祝辞を述べています。児童憲章は、日本における子ども政策の基本理念です。母子手帳にも記載され、すべての子ども・子育てに生かされることがめざされています。学童保育もこの憲章にもとづく発展が大切になっています。

第 55 回 大阪学童保育研究集会 スケジュール

10:00	全体会 オープニング 記念講演	Movie みんなでつくろう！学童保育 スペシャルムービー♪ 「あせっちゃう子育て～ゆれながらも大丈夫」 講師 池添 素さん (NPO 法人福祉広場)
12:00	休憩	
13:15	分科会	
16:00	終了	

分科会 1	子どものまなざし ～心の声に耳をかたむけて	講師 : 土佐いく子さん(元小学校教諭) 世話人: 上野 洋子さん(吹田市保護者) 世話人: 岡 寛人さん(吹田市指導員)
分科会 2	忙しすぎがちよっと心配? ～自由・あそび・休けい	講師 : 丸山 啓史さん(京都教育大学) 世話人: 前田 伸子さん(寝屋川市保護者) 世話人: 野崎 厚子(寝屋川市指導員)
分科会 3	自己肯定感ってどう育っていくの?	講師 : 甲斐真知子さん(元小学校教諭) 世話人: 上村百合子さん(茨木市指導員) 世話人: 足立 尚子さん(茨木市指導員)
分科会 4	どう付きあえばいい? ～SNS・オンラインゲーム	講師 : 中村 好子さん(元養護教諭) 世話人: 奥野奈美子さん(八尾市指導員) 世話人: 大島 幸子さん(八尾市指導員)
分科会 5	障がいのある子どもとともに育ちあう	講師 : 熊本 勝重さん(追手門学院大学) 世話人: 三宅 由花さん(富田林市指導員) 世話人: 野茂 友香さん(富田林市指導員) 世話人: 香田 太郎さん(大阪市連協専従)
分科会 6	どうしてますか? 保護者会	世話人: 藤井 悦子さん(堺市保護者) 世話人: 松谷 有紀さん(堺市保護者) 世話人: 大植 晶子さん(熊取町指導員)
分科会 7	子どもが学校に行きたくないとき	講師 : 松尾 裕子さん(元養護教諭) 世話人: 仲尾 真紀さん(大阪市保護者) 世話人: 板井さくらさん(大阪市指導員)
分科会 8	絵本の世界をたのしもう!	講師 : 吉岡真由美さん(司書教諭) 世話人: 前東 尚子さん(大阪市保護者) 世話人: 宇治 丈晴さん(大阪市指導員)
分科会 9	親子でけん玉・こまにチャレンジ	講師 : 佐藤 準也さん(吹田市指導員) 講師 : 渡部 大起さん(大阪市指導員) ほか 吹田市指導員、大阪市指導員

参加される皆様へ

- 大阪学童保育研究集会（大阪研：おおさかけん）は、例年、参加者が会場へと集い、学習と交流を深めあう場として研究集会を開催してきました。昨年に引き続きオンライン開催と会場開催を同時に行います。不慣れな運営ですが、実行委員会の保護者と指導員を中心に準備してまいりました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
- 本集会は、大阪府社会福祉会館（大阪市）、大阪保育運動センター（大阪市）、サンスクエア堺(堺市)、メイシアター（吹田市）の会場と、個人のオンラインで参加していただきます。
- 全体会・分科会を通じて、参加者による録画・録音は禁止します。また本集会に関わって、SNS 等に個人が特定できる写真や情報をアップすることなど、個人情報保護の立場から禁止します。参加者や講師などすべての人が安心して参加し発言できるためのものです。必ず守っていただきますようお願いいたします。
- オンライン参加のみなさんへのお願い
 - ①ご参加方法
 - * 午前の全体会（9:45～開設／10:00 スタート）

ユーチューブでの視聴になります。別紙 1 の URL または QR コードからご参加ください。
参加者のお名前や画面が他の視聴者に映ることはありません。
10 時になっても再生されない場合は、一度ユーチューブ切断し、再度接続しなおしてください。
 - * 午後の分科会（12:45～開設・受付／13:15 スタート）

ズームを使った参加になります。別紙 1 の ID とパスコードで、事前申し込みされた希望分科会にご参加ください。
カメラやマイクの注意事項などは、各分科会でご案内します。
 - ②つながらないなど、トラブルの場合は、大阪保育運動センター（06-6763-4381）までご連絡下さい。
- 会場参加のみなさんへのお願い
 - ①会場開催にあたっては、感染対策を行っています。

参加者ご自身に体調不良（頭痛、せき、鼻水等の風邪症状、平素より高い体温）の症状が見られる場合は、会場参加をみあわせて下さい。（オンラインへの切り替えを推奨しています。大阪学童保育連絡協議会、または地域連絡会の担当者に連絡して下さい。）
 - ②飲食物等のゴミは各自でお持ち帰り下さい。

今日の学びを 明日からのエネルギーに

大阪研へようこそ！

大阪学童保育研究集会（通称：おおさかけん）は、大阪府内の保護者や指導員（放課後児童支援員。以下、指導員）、子どもたちの幸せを願う人たちがつどい、学びや交流を通して働きながらの子育てや学童保育を考えあう場です。今年で55回目を迎え、これまで様々なテーマを掲げ開催してきました。

今回のテーマは「ハッピーチルドレン♪輝やけ子どもたち！」です

少子化が問題となる中、日本の子どもの「精神的幸福度」は、先進38か国中37位でほぼ最下位とユニセフの報告書（2020年）で示されました。いま日本では、子どもの育つ環境や子育て環境に焦点があたっています。みなさんも「しんどいわぁ、たいへんすぎ」と思うことは少なくないのではないのでしょうか。また地球上では戦争や気候危機も深刻化し、子どもたちの不安は大きく膨らんでいます。

そうした中、国は「こどもまんなか社会」を掲げ、新たに「こども基本法」を作りました。目的には「日本国憲法および子どもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する」と書かれました。

子どもの人権を守ろうと世界で誓った「子どもの権利条約」は今年、国連採択35年目、日本が批准し30年目です。今こそ子どもを大切に、権利を保障する社会へと時代を転換させていきましょう。もちろん、子どもを大切にするためには、おとなも大切にされなければなりません。

学童保育では、半世紀前にはじまったときから、「子どもたちが安心安全で豊かに育ちあえるように」、「保護者が安心して働き続けられるように」と、そうしたねがいを先取りして実践されてきました。

子どもが、どの子も“幸せであること”、“夢を持てること”、“笑顔でいられること”、そうして輝いていることを願い、それが大人のエネルギーにもなると確信し、実行委員会でこのテーマが決まりました。

午前の記念講演は「あせっちゃう子育て～ゆれながらも大丈夫～」です。

子どもにはゆっくり自分らしく育ててほしいと願う反面、多忙な生活の中、焦ったり、誰かと比べてみたり。“これだ！”という正解のない子育てに悩みは尽きませんよね？私もそうでした。テストの結果や懇談で先生から言われたこと、塾や習い事へ通わせること…。そんな私の声を聞いてくれたのが家族であり、指導員の方であり、同じ子どもを持つ保護者の方たちでした。「自分だけじゃない、みんな悩みながらやってるよ」と気づくことができ、「大切な思いさえ忘れなければ、きっと大丈夫」と少しゆとりを持つことができました。今日は、目いっぱい頑張っている保護者、指導員のみなさんにとってホッと一息つけるお話になると思います。

午後の分科会は、9つのテーマです。子どもたち自身や取り巻く環境と、向きあい方について学びと交流を深めることができます。自分の経験が誰かの役に立てた、気づいてなかったけどそんな見方もあるんだ、あの時今日の話を知っていれば…。何でもいいので、今日一日の学びや交流を通して「何かを得られた」と感じて、また明日からのエネルギーにしていきましょう！

基調報告

1. 子どもの声(ねがい・想い)が聴かれ、子どもとともにつくる社会・学童保育へ

●コロナ禍を超えて

日々の生活に多大な影響を与えたコロナは、マスクの着用は個人の判断、扱いも5類相当となり、社会的には「ウイズコロナ」から「アフターコロナ」への転換を迎えました。

学童保育でも継続的な感染対策がとられつつ様々な活動が再開され、コロナ禍前は当たり前だった子どもたちの元気な声、マスクのない笑顔が取り戻されています。一方、コロナ禍により様々な活動が制限されたために、経験やノウハウが薄れ活動の再開や新たなとりくみへの不安な声もあります。またバスの置き去り事故など保育・学童保育での安全確保も社会的な課題となりました。児童福祉法が改正され、今年度から施設ごとに安全計画を策定することが義務づけられています。

学童保育の歴史では、災害・事故、コロナ禍の経験などから多くの気づきや培ったことがあります。

1つは、どんな時も子どもの声が聴かれ、いのち・育ち・最善の利益が守られ、どの子ども自ら通いたいと思える学童保育をめざすことの大切さです。

2つめは、感染症を含む、非常時・災害時にも対応できる学童保育の制度・内容づくりの大切さです。保護者が働くことで社会全体が支えられているため、どんなときも学童保育は原則開所が求められます。

3つめは、わが子のいのち、育ち、笑顔を守りたいと思う保護者の願いのかけがえのなさです。働きながらの子育て生活は大変で、ゆとりも中々ありません。そうした中、子どもたちを守りあう力(総合力)を豊かに大きくつなげるには、保護者会・連絡協議会が参加しやすく、わが子にとってあってよかったと実感できる会になるよう、工夫・発展し続けることが大切だということです。

子ども・子育て、学童保育をとりまく環境が日々変化する中、私たちが大切にしていきたいことを振り返り、確かめあっていきましょう。

●子どもの権利条約と歩む時代に

少子化問題とあわせ、日本の子ども・子育て環境の課題に焦点があたっています。そうした中、昨年4月、子ども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されました。目的には「日本国憲法および子どもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する」と書かれました。

日本国憲法は、戦争放棄をうたった第9条をはじめ、基本的人権、生存権など、私たちが健康で幸せに生きる権利を保障しています。地球上では戦争・貧困・気候危機など、子どもにとっても大人にとっても大きな不安が膨んでいます。憲法前文には「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免がれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とうたっています。

子どもの人権を守ろうと世界で誓った「子どもの権利条約」は今年、国連で採択され35年目、日本が批准し30年目です。条約でとくに大切にされているのは、「一般原則」と呼ばれる次の4つの権利です。

「①差別のないこと(差別の禁止)」「②子どもにとってもっともよいことを考えてもらえること(最善の利益)」「③命を守られて成長できること(生存・発達の確保)」「④声(気持ち)を聴いてもらえ、参

加できること（意見表明権）。また、子どもにとってもっともよいことは、子どもに聴いて子どもと共に考えて決めることになりました。（「日本の学童ほいく」2023年11月号、2024年4月号参照）

「こどもまんなか社会」が掲げられ大きな転換期を迎えている今、子ども・子育ての環境、学童保育がより豊かに充実するよう、子どもの声を聴き、子どもと共に歩んでいきましょう。

2. 学びや交流を通じて、子ども・子育て・学童保育の充実につなげる。

学童保育は、子どもたちが安心安全にすこやかに育つための大切な場所です。その場所を豊かなものにするためには、子どもの声を聴き、保護者、指導員がともに力や知恵を出しあう事が大切です。でも、大人も日々の生活に目いっぱいです。仕事や療養、子育てをとりまく環境も厳しさを増し、子どもたちと向き合う時間がなかなか持てず、SOSを感じる事さえ困難な状況もあるのではないのでしょうか。

保護者が安心して仕事や療養などを続けられるために、こどもたちが安心して生活できる環境を守るために、様々な想いや経験や意見を交流し、これからにつなげていきましょう。

3. 子どものいのちや育ち、笑顔を守るために、保護者・指導員をはじめ大人どうしのつながりを豊かにする

コロナ禍や多忙化などで、同世代の子どもを育てる大人たちがゆるやかに、あいさつが交わせる関係などつながる機会が減っています。気軽に子育てを語りあう機会が減ると、他の子どもと比べてしまったり、子どもとのかかわり方にとまどいが続いたり、子育ての悩みも深まっていないのでしょうか。保護者会や地域の連絡協議会は子どもたちのためにとあわせ、悩みを抱える大人が支えあうためのつながりでもあります。子どもは社会全体で支え育てていくことが必要です。保護者会や連絡協議会の必要性や役割をたしかめあい、どの人も参加しやすい会づくりを考えあうことが大切になっています。「つながる」「つなぐ」活動をすすめ、子どもたちを真ん中に、保護者、指導員、地域など子どもを育てる輪を豊かに広げていきましょう。

4. 今日の集会を、明日につなげよう！

去年は、最初に触れたとおり“コロナ禍前と同じ”をすることが困難という声もたくさん聞かれました。そんな困難な状況でも保護者や指導員の方々は様々な工夫や努力をされ、取り組みを進めてこられました。当たり前だったことを当たり前にするために、コロナ禍を超えて、経験したことを多くの方と共有し、学童保育の発展へつなげましょう。

今日参加された皆さんが、“何か一つ”でも持ち帰り、ホッとできて、明日からまたがんばろうと思えるように、充実した一日にしていきたいと思います。

あせっちゃう子育て～ゆれながらも大丈夫

池添 素（NPO法人福祉広場）

1) なんでこんなに毎日子育てがたいへんなの？

- ・いつも誰かに、何かに、どこかで、ジャッジされている
 - ・そして、いつも子どもをジャッジしているのでは
 - ・「よい子育て」や「正しい子育て」のものさしではかられている
- *ほんとうは、絶対の方法やものさしはないのに

2) なんで子育てしているのだろうか？

- *あんまり考えたことはないかもしれないが・・・ちょっと考えてみよう
- ・我が子がお腹にいた頃のこと
 - ・出会ったときのキモチ
 - ・成長すると忘れてしまうことばかりが子育て・・・先の心配ばかり

3) 子育ては一人でできないからややこしい

- ・誰かと力を合わせないとできない
 - ・誰かの力をかりないとできない
 - ・誰かに託さないと始まらない
- *自分の思いに折り合いをつけないといけない場面が多い

4) 子どもも大変・・・家庭・学校・学童・ご近所

- ・比べられる 認められない 褒めてもらえない・・・ええことがない毎日
 - ・遊びたい 休みたい 何かしたい 何もしたくない・・・ケッコー忙しい
 - ・学ぶことを楽しめない 遊ぶことに挑戦できない・・・失敗ができない緊張
- *「やりたいこと」が「できる」条件を作るのはたいへん

5) 子どものやりたい「こと」は何？

- ・こんな「こと」がしたい
 - ・こんな「こと」が話したい
 - ・こんな「こと」ができるから見てほしい
- *たくさん「こと」が大人にわかってもらえなくて困っているのでは？

6) 子どもの育ちとは？

- *「育てる」のではなく「育つ」を支える・・・子どもは発達する存在

- ・初めの一步を自分で出す手ごたえ・・・いつも言われてばかりでは得られない実感
 - ・安心して甘えられる環境・・・外見だけではわからない子どもの緊張感
 - ・「わかったよ」といってもらう経験・・・「でもね」や「それは」と「NO」ばかりでは
- *ポイントは→ゆっくり・じっくり・たっぷり・・・今これが難しい

7) 子どもの育ちにかかわる学童保育指導員の仕事

- ・働く条件と働き方にギャップがある仕事
 - ・働くことで学ぶことや手ごたえがある仕事
 - ・失敗しても、うまくいかなくても、やり直せる仕事
- *自分と誰かがつながって、新しい自分と出会う仕事

8) なかなか共有ができないから疲れる

- ・子どものキモチと大人のキモチのズレ
 - ・保護者と子どもの姿を共有できないズレ
 - ・指導員同士でもあるズレ
- *当たり前にある「ズレ」を当たり前を受け止める仕事

9) 子育てはいつからでもやり直せるってホント？

- ・子育てはいつも若葉マーク・・・うまくやれなくて当たり前
 - ・新米だから失敗ばかり・・・でも大丈夫！
 - ・子どもが許してくれるから・・・いつからでもやりなおせます
- *「もう手遅れ」ではなく、今からスタート！

10) 子どもも大人も完璧をめざさないで！

- *SOS はまず私から！
- *みんなでみんなを支える社会を！

- (参考) 『いつからでもやり直せる子育て第2章』(かがわ出版 1200円+税)
『いつからでもやり直せる子育て』(かがわ出版 1100円+税)
『子どもを笑顔にする療育 発達・遊び・生活』(全障研出版 1200円+税)

分科会1 子どものまなざし～心の声に耳をかたむけて

講 師 土佐いく子(元小学校教諭)

世話人 上野 洋子(吹田市保護者)

世話人 岡 寛人(吹田市指導員)

大人も子どもも、毎日時間に追われ、忙しい日々を過ごしていると思います。「早くしなさい」と言わない日はないくらい…子ども自身もいろいろな事を抱えています。

少し立ち止まって、(かけがえのないこの時期、or 今、)子育てで何を大切にしたらいいのか考えてみませんか？心が温かくなり子育てが楽しくなるように我が子との時間を見つめ直す機会になればと思います。

〈分科会のよてい〉

- 12:45 オンライン開設
- 13:15 分科会開始 挨拶 事務連絡 5分
- 13:20 報告者(保護者) 10分
- 13:30 講義(土佐先生のお話) 90分
- 15:00 休憩 10分
- 15:10 質疑応答(質問タイム) 35分
- 15:45 参加者からの感想・まとめ 10分
- 15:55 事務連絡・アンケート記入
- 16:00 終了

子どもを丸ごと受け止める 学校の役割とは

子どもを丸ごと受け止める

和教大各講師 先生より

(X1)

① No SOS

人が信じられない
 自分が嫌い
 一人ぼっち 孤独
 他人がこわい
 本音の自分と表音の自分
 (ズレがある)
 死にたい
 命がもたない
 死にたい
 命がもたない
 不登校

① 「不登校」
 「教育」と関係する

- ・過去最多の不登校 (特別支援学校)
- ・増加率 (増) 5千人
- ・増加率 (増) 19%増
- ・増加率 (増) 5千人
- ・死にたい時代
- ・小四以上 命がもたないと思う (6%)
- ・命がもたない子どものうち

小四〜小六 (15%)
 中学生 (24%) 4人に1人
 高校生 (30%) 3人に1人

- ・小学生の暴力行為の増加
- ・小中高生の自殺者の増加

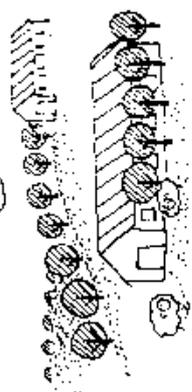
この構図と何がまた
 変化をきたしている
 目と

大学生 2日満ち
 先生 聴くべき

(資料)

② 親の暮らし 子育ての大変さ

子ども通での暮らしの変化 仕事の変化
 社会全体 この先どうなる? 不登校
 (物価高、押しつけがましい、眼境何故、不安、不安定) 不安定社会
 家庭内暴力、家庭内事件の増加、今
 孤独な子育て、養育、子育て、親教し
 習育、恐育、強育、狂育、凶育、時育、教育
 進んでいっている 親に任せよう
 親の肉付 学校の先生との関係の離れ



10

①

お金の価値 → お金の価値は無限大。
お金の価値は無限大。

1 < 借金 > → 借金返済の負担は無限大。
返済の負担は無限大。

「お金の価値は無限大」の誤り

「お金の価値は無限大」の誤り

「お金の価値は無限大」の誤り



親の借金返済の負担 (返済負担は無限大) → 金持ち

お金の価値は無限大 → 借金返済の負担は無限大

お金の価値は無限大 → 借金返済の負担は無限大

借金返済の負担は無限大

借金返済の負担は無限大

借金返済の負担は無限大

借金返済の負担は無限大

- 借金の返済負担は無限大
- お金の価値は無限大
- 借金返済の負担は無限大

借金返済の負担は無限大

借金返済の負担は無限大

NO.2-③

② <不食をみる大人の子供>

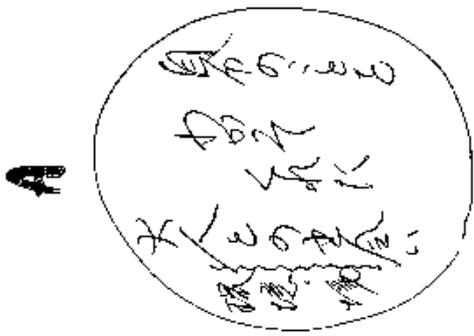
(食養の困り: 二の時代の不調 不食をみる大人
大人からの同調信の群一と有界 以合とは)

自己責任で自分を責める
 食育の「食育意識のほろろえ」
 孤影感「おつと孤影たふ」
 他人が「おつと孤影たふ」
 他人との違ふを「おつと孤影たふ」
 食育 進んで大人に思ふこと
 (食育の心)

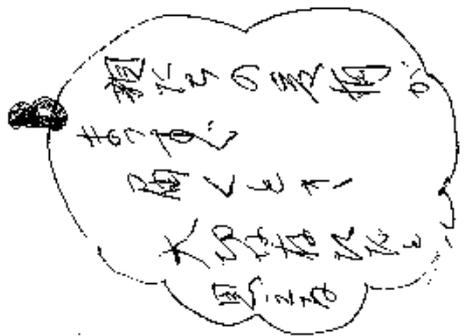
親子・能力主義・何故の自
 とびり木一に
 おまげとほろろえの悪押
 (おまげとほろろえ)
 本音の食育おまげ
 他人をみるおまげ

<食育の心>

子供の食「能力を伸ばす」こと 成長の心
 週刊食育「おまげとほろろえ」の両極化
 (その思想を逆説的な食育の構造)



↓ 食育を「おまげとほろろえ」
 他人に「おまげとほろろえ」



↓ 親の食育の
 おまげとほろろえ



No.5

C 親も子供も食育と進んで食育の心
 食育が「おまげとほろろえ」が「おまげとほろろえ」
 人は食育と進んで食育の心

分科会2 忙しすぎがちょっと心配？—自由・あそび・休けい

講師 丸山 啓史(京都教育大学)
世話人 前田 伸子(寝屋川市保護者)
世話人 野崎 厚子(寝屋川市指導員)

「平日は忙しく、子どもに必要以上に言いすぎてしまうことも…」「子どもも親も正直いそがしい。でも子どもも他の子の習い事などを聞いて、やりたいと。限られた時間の中でどうしたらいいんだろう」「宿題がおわらず、家で親子げんかになってしまう…」実行委員会の中でも、忙しさや親子関係の悩みなどさまざまな声が出されました。

私は最近、朝の登校の集まりで子どもたちとおしゃべりするのが楽しみでもありますが、元気一杯な子もいれば、朝からとても疲れたような表情を浮かべる子もいるようです。夜遅かったんかな？大丈夫かな？と思ったりします。子どももおとなも、やりたいこと・やらなければならないことがあり、日々の生活だってあるし、うまく行かないことだって多いですね。子どもたちと大切にできたらいいものって何だろう？働きながらの子育て生活、今よりちょっぴりでも余裕が持てたらいいな。そんな願いや悩ましさを交流します。忙しい日々だからこそ、今日はちょっと立ち止まって「遊びやヒマな時間の大切さ」も考え合ひましょう。

〈分科会のよてい〉

(当日状況により変更する場合があります)

1. 挨拶、事務連絡
2. 世話人によるお話し
3. 先生による講義
4. 休憩 (10分)
5. 参加者交流
6. まとめ
7. 事務連絡、アンケート記入

忙しすぎがちょっと心配？ —自由・あそび・休けい

丸山啓史（京都教育大学）

はじめに

子ども時代の思い出は？ 学童保育の思い出は？

1. 最近の調査結果から

▼「青少年の体験活動等に関する意識調査」

国立青少年教育振興機構が2023年に実施（2024年3月に報告書）

「放課後や休日の過ごし方」への着目

▼「青少年は家でゆっくりできる過ごし方を希望する傾向がみられる」

「保護者が子供に活動的な過ごし方を希望しているのに対して」

「体を休める、寝る」を希望している子どもが多い

▼「体を休める、寝る」を「よくする」という子どもが少なくない

子どもたちは疲れている？

2. 子どもの権利条約と「自由・あそび・休けい」

▼子どもの権利条約

1989年に成立（国連総会での採択）

1994年に日本が批准

▼子どもの権利条約の第31条

→締約国は、子どもが、休息しかつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利、ならびに文化的な生活および芸術に参加する権利を認める。

▼2019年の「総括所見」（国連子どもの権利委員会）

→休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的な生活、および芸術に関する子どもの権利に関する一般的意見17号（2013）年に基づき、本委員会は、十分かつ持続的な資源を伴った遊びと余暇に関する政策を策定、実施すること、および、余暇と自由な遊びに十分な時間を割り振ることを含め、休息と余暇に関する子どもの権利、および、子どもの年齢にふさわしい遊びとレクリエーション活動を行う子どもの権利を確保するための努力を強化することを締約国に勧告する。

▼2013年の「一般的意見 17号」

- 休息・余暇を否定することは「子どもたちの発達・健康およびウェルビーイングに対してとりかえしのつかない身体的・心理的影響を及ぼす可能性がある」。
- 遊びは「子ども時代の喜びの基本的かつ不可欠な（生死にかかわるほどの）側面であり、かつ身体的、社会的、思想的、情緒的および精神発達に不可欠な要素である」。

▼「あそび」の権利のために

時間
仲間
空間
文化

(参考) 子どもの権利条約市民・NGOの会編『国連子どもの権利条約と日本の子ども期一第4・5回最終所見を読み解く』(本の泉社、2020年)

3. 成果追求主義からの脱出

▼成果追求主義の浸透

目に見えて後に残る子どもの変化を成果として求める傾向

▼加用文男さんが語ったこと

→その経験がね、あとあとに何をもちたかということよりもね、記憶になって残ってるっていうことは、その時期がそれで充実していたっていうことですよ。そういうふうに受け取ったほうがいいような気がするわけ。それをやったおかげでのちのち、あれができるようになったとか、こんな人間になったとか、そういうふうに考えるよりは、その時がその時として「詰まっていた」というか、そういうふうに受け取ったほうがいいんじゃないかと、僕は思うんだけど。
にんげんどキュメント「光れ！泥だんご」より

▼加用文男さんの『子どもの「お馬鹿行動」研究序説』(かもがわ出版、2016年)

「どうでもいいような結果しか招かないことに多大な労力を払う」
「どうでもいいようなことに熱中したり大喜びしたりする」

▼「あそび」も役に立つ？ 「あそび」を通して力がつく？

その通り、なのだけれど…

▼魅力的な経験の価値

「アニメーション」という概念
楽しかった、うれしかった、わくわくした、気持ちよかった、感動した…

(参考) 丸山啓史『私たちと発達保障—実践、生活、学びのために』(全障研出版部、2016年)

4. 宿題をどうする？

▼長時間労働の子どもたち

学校での授業 (schoolwork) + 家での宿題 (homework) = ???

▼宿題は不公平？

「10分ルール」が言われるけれど…

(参考) 丸山啓史『宿題からの解放—子どもも親も学校も、そして社会も』(かもがわ出版、2023年)

5. 「商品」の消費と子どもの生活

▼「生活=消費」なの？

選択肢から選ぶ生活

「自分でつくる」「みんなでつくる」は？

▼子どもの放課後・休日と家庭の(経済的)格差

習いごとにはお金がかかる

遊びに行くにもお金がかかる

▼大量生産・大量消費と気候変動

おもちゃ・動画から温室効果ガスが排出される

経済成長と気候変動の結びつき

(参考) 丸山啓史『気候変動と子どもたち—懐かしい未来をつくる大人の役割』(かもがわ出版、2022年)

(参考) 日本子どもを守る会編『子ども白書 2024』特集「気候危機は、子どもの権利の危機」(かもがわ出版、2024年)

分科会3 自己肯定感ってどう育っていくの？

講師 甲斐真知子(元小学校教諭)

世話人 上村百合子(茨木市指導員)

世話人 足立 尚子(茨木市指導員)

コロナ禍の生活から少しずつ「日常」がもどってきました。4年に及ぶコロナ期間に制限、制約、自粛、マスク生活が「日常」だった子どもたちは、他者との共感や協力して何かを成しとげるなどの活動を十分に経験しにくい環境で過ごしてきました。それは、子どもたちだけでなく私たち保護者や指導員、大人たちも同じです生活の中で他者とふれあったり、おしゃべりしたり、関わりの中で自他共に認め合える関係づくりこそ「学童保育」の醍醐味です。自信を持って、明日からの「生きる力」につなげられるような、ホッと心あたたまるような交流にしたいと思います。 みんなで一緒に学びましょう！

〈分科会のよてい〉 (当日の参加人数などにより、若干変更する場合があります)

12:45 オンライン開設

13:15 分科会開始(世話人挨拶・事務連絡)

13:20 報告 指導員

13:30 講義 甲斐先生

14:30 質問受付

14:35 休憩 10分

14:45 質疑応答・交流のテーマ発表

15:05 グループ討議(ブレイクアウトルーム:10分)

15:25 グループ報告

15:45 まとめ

15:55 事務連絡・アンケート記入

16:00 終了

自己肯定感ってどう育っていくの

NPO 法人おおさか教育相談研究所 甲斐真知子

<自己紹介>

- ・現：NPO 法人おおさか教育相談研究所 副理事長 相談員
：社会福祉法人穂積福祉会理事（私立保育園）
- ・元：小学校教員：37 年間：担任した学年など➡4 1 2 1 2 5 6 3 4 1 2 2 5 6 5 6 4 3 支支 6 3 4 1
1 1 学6 学1 5 6 5 6 3 4 コ。（支→支援学級 学→少人数 コ→コーディネーター）
：退職後大学教員：6 年間（人間発達学部・子ども発達学科で主に小学校教員養成を担当）
- ・家族：夫と息子2人（42 歳→結婚独立 孫3人。38 歳→同居。息子2人とも生後4カ月から保育所・学童育ち）

（1）子どもたちの中に自己肯定感が育っていく時。

① 自分の生活や経験と結びついた学びの中で、子どもたちは互いに自己肯定感を育みます

1) 「水のかさ」の授業。わいわいと話し合っって・予想して・確かめて・驚いて・なるほど。

- ・「かさって何なん？」「雨の日の傘？」「水をはかるらしいで」「えー傘ひっくり返して」
- ・もんだい「A の水筒・B の水筒どちらがたくさん水が入るでしょう？」「そんなん簡単や」

2) ひらがなの勉強は楽しいねえ。

- ・みんな「あ」の字は好きやねえ。「あ」の字は人気 No. 1。大人になった気分やね。
- ・一日中「あ」の日には必ず流れる♪あ～あ～川の流れのよ～に～

② 「叱られたくないけど、どうしようもなく困っている」自己肯定感はゆっくり育まれます。

1) いつもお楽しみ会をぶち壊す A 君。「朝、あんなに楽しみにして学校に行ったのに・・・」

- ・発達障害の子どもたちは、教室が居心地悪く・不安でとっても困っています。困っていることを、友だちにも先生にも分かってもらえなくて困っています。困っていることは一人ひとり違います。

- ・ゆっくりゆっくり信頼関係を気付き、周りが困り感を理解していく時、自己肯定感が育まれます。

2) 登校拒否・不登校の子どもたちの願い。「私は休んでいた間、私の根っこを育てていました。」

- ・「どうして学校に行けないの」と聞かれるのが一番きらいです。その子の人格を尊重し、気持ちを安定させ安心してゆっくり休み、エネルギーをのんびりとためます。親を責めません。
- ・「いまは火と木だけいっていうっていうほうほうをがんばってみようとおもう。」

カラフルな時間割に込めた「自己決定」。意見表明権利・自己決定を大切に。

（2）コロナ禍をはさみ、ますます「生きづらく」て自己肯定感の育まれにくい世の中に

① 子どもたちの「生きづらさ」を表す数字の中に、子ども一人ひとりの苦しみがあります。

- ・ヤングケアラー（厚労省 2022 年 4 月発表）：小学校 6 年約 15 人に 1 人の割合。

- ・虐待（こども家庭庁 2023 年 9 月発表）：虐待の数は 21 万 9170 件で前年度より 11,510 件増。
- ・子どもの貧困率：子どもの貧困率は 2021 年の 11.5%。貧困問題が深刻になっている。
- ・校内暴力（文科省 2023 年 10 月発表）全国で 9 万 5,426 件（昨年度 7 万 6,441 件）。うち小学校で 6 万 1,455 件、中学校では 2 万 9,699 件といずれも過去最多。小の低学年の校内暴力と対教師暴力が増えているのが特徴。大阪府内は小 4076 件で全国 2 位、中では 3032 件で 1 位。
- ・いじめ（文科省 2023 年 10 月発表）いじめは全国で 68 万 1,948 件（昨年度 59 万 9,665 件）。うち小学校では 55 万 1,944 件・中学校では 11 万 1,404 件といずれも過去最多。大阪府では、小 45,989 件で全国 2 位、中 250 件と全国最多。
- ・不登校・登校拒否（文科省 2023 年 10 月発表）不登校児童生徒数は 29 万 9,048 人。増加は 10 年連続。前年度より 5 万 4,108 人増え、増加率は 22.1%。29 万 9,048 人のうち、約 40%の 11 万 4,217 人はどこにも相談せず支援を受けていません。長期欠席も含めると 46 万 648 人。
- ・小中高生の自死（警察庁 2024 年 3 月発表）警察庁の発表では 514 人で過去最多で高校が 354 人と 7 割。中学校 143 人、小学校 17 人。動機は高校生の場合 7 割が「学業不審」と「進路」。
- ・コロナ禍が子どもたちにあたえた「生きづらさ」は大人が思う以上に蓄積されています。

② 子どもたちの生きづらさの背景は、根本的には社会にあり、直接的には学校生活にあります。

1) 「生きづらさ」の根本は「社会の要因」にあります。

- ・「新自由主義経済」は、働く人の賃金を低く抑え込み派遣やパート・フリーランスなど非正規雇用を増大させ、親・若者の働き方が大きく変えてきました。「格差と貧困」が広がり、若者や若い親たちに経済的不安という先の見えない生活を強いており、子どもを豊かに育てるエネルギーや働く生きがいをも奪ってしまうこともあります。
- ・セーフティネットがあまりにも不十分なことも大きな要因です。保育・学童保育・教育・医療・福祉への国の予算が少なく、規制緩和の名のもと民間への丸投げとなっています。そして、この苦しい生活を自己責任として受け止めている若者や親世代も多くいます。
- ・ベースには「未来社会に対する不安」があります。子どもたちや若者・保護者は、温暖化・環境・災害・平和・原発回帰・コロナ禍など、社会全体の未来に対する大きな不安を持っています。手元でいつも使っている便利なスマホやネットも、大きな危険と隣り合わせにあります。

2) 学校生活での「生きづらさ」の直接的な原因は、「学校の要因」にあります

- ・最大の原因は「競争と管理」の学校教育です。「競争と管理」と「民営化」がセットになって子育てや教育を大きく歪めています。保育園の「どこでも誰でも通園制度」から「D Xハイスクール」「卓越大学」まで、どれだけ稼げるかと、大きな競争が始まっています。
- ・学習指導要領は、過去最高の授業数。コロナ禍も 70%の学校が通常より授業時数が増えてしまったという結果が出ており、子どもたちを追い立て、苦しめています。このことは 3 月に文科省が委託して行った「不登校要因調査」でもはっきり出ています。
- ・「学力テスト」は、都道府県・市町村・各学校まで結果が公表され競争にさらされています。
- ・「1 人 1 台の端末での学習は学力が低下する」と ICT 教育最先端の国々が昨年「紙の教科書・ノート」に切り替えてきているのに、日本では「端末をどれだけ使用したか」という調査をしています。楽しく未来につながる発展的 ICT 活用と、先生たちの研修の補償が大切です。

- ・何よりも子どもや先生を苦しめているのは「担任の先生がいない！」という問題です。先生の数を増やし長時間労働を減らすこと、それが子どもたちの安心でもあります。
- ・それにしてもどうして大阪の子どもたちがワースト No.1・2ばかりなのでしょう。そこには他府県にない多くの課題があります。大阪府は少人数学級を実現していない4つの府県の1つです。チャレンジ・スクスクウオッチ・めっちゃMORIMOスポーツテストなど競争の教育と「教育基本条例」など教員の管理が徹底されています。

(3)「子どもの権利条約」を学び・生かし、自己肯定感を育みましょう(提案)

① まず、安心できる居場所があることがたいせつです。

- 1) 「ただいま」「おかえり〜」。学童の教室なら自分のロッカーや椅子、お家なら自分の机や居間・台所の机の上、ど〜んとランドセルを置く時間や置く場所(自分の居場所)があること。何気ない毎日が保障されている、自分がここにいていいという安心感が自己肯定のベースです。
- 2) 生活のリズムがある。学童でも家庭でも毎日に一定のリズムがあることは安心の基盤です。
- 3) いつもの匂い・いつもの先生・いつもの声・友達・家族。子どもには居心地がいいものです。
- 4) 自分の絵が貼ってある。自分の遊び道具・本・宝物などが大切にされている。
- 5) 「学校知」の物差しが無い中で「今日の給食なあ。カレーやってん」雑談できる相手がいる。

② 生活の中で自己肯定感を育てていくために。子どもの権利条約を学び・生かしながら。

- 1) 「願い」を大切にします。

「荒れ」いる子どもも何も喋らない子どもも、成長発達の基本は「願い」です。「願い」が見つけない時もあります。少し嬉しそうな顔をした時には「願いかな」と思います。時にそれは壁に貼られた「自分の絵」であったり、「光る石」のこともあります。願いを見つけ尊重します。「願い」を見つけるのが大人の仕事です。寄り添えた時、信頼関係ができてきます。
- 2) 友達と共に生活する中で自己肯定感は育まれます。
 - ・子どもたちは遊びの中で、何度も話し合っって折り合いをつけ、うまくいかない経験を繰り返し工夫をし、そんな時子どもたちは笑います。笑いの中で「小さなこと」を自画自賛、また「小さな失敗」を笑い飛ばして逞しくなっていきます。中・高生も大学の文化祭でも、頭突き合わせ話し合い、笑い合っってしゃべりあっって子どもは成長します。子どもたちの自己肯定感は「競争と管理」と対極の「共同の仲間と笑い」で育まれます。
 - ・リーダーの経験を誰にでも。小さな集団のリーダーを経験し、小さな肯定感を積み上げます。
 - ・友達との生活の中で「自分の弱点」に自分で気づくことも、自分を支える力になります。
- 3) 「提案」は子どもも大人も対等にします。
 - ・話し合いは「案」のある話し合いをします。小学校低学年でもできます。その「案」を子どもたちは子どもたちなりに「修正」して取り組みます。うまくいかないときは司会役を先生が。
 - ・大人も対等に「案」を出したり、子どもの「案」に修正意見を出したりします。
- 5) 反省はいつも良いことから出していきます。
 - ・反省会では「良かったことはなんですか」と聞く。ここがたくさん出てくると、友だちと共に自己肯定感が育まれます。大人も会議の時「反省は良いことから」を癖にすると楽しいです。

- 6) 成功した時だけに自己肯定感が育まれるのではありません。むしろ失敗したり、半端だったりした時の記憶は、後の人生の大きな自己肯定感につながります。
- ・「あなたたちが決めたことでしょう」「失敗すると思っていた」など言わない。
 - ・うまくいかなかった時に一緒に工夫を考える。この工夫が信頼と成長のもとになります。
- 7) 長く時間をかけたり、何度も繰り返したりすることも大切。
- ・けん玉のように繰り返してできるようになる（それがすごい技でなくても）ことは、じんわり力になります。家庭学習ノートが一冊終わるなど学習の積み重ねの小さな節も大切に。
 - ・小さな種から植物を育てたり、メダカや金魚に餌をやり育てるなども大切な自己肯定感です。

③ コロナ禍に蓄積された子どもたちの生きづらさを理解することも大切です。

- 1) いろいろな研究機関の報告からわかること。
- ・国立成育医療研究センターの発表：「子どもの抑うつ感情は依然高止まり」。また小中高生の自殺が過去最多の要因として「コロナ禍に、勉強以外のことが評価されずテストの点数や偏差値だけが評価基準になったことが子どもの心理状況を悪くしていったのではないか」と分析。
 - ・京都大学の研究チームの発表：「コロナ禍の5歳児に、4カ月の発達の遅れがある」。
 - ・朝日新聞と河合塾の共同調査発表：「大学の7割が、学生のメンタルについて懸念を示している」学生の悩みは「友達ができない」「グループワークに苦手感を感じる」「楽しむ周りの友達とのギャップがづらい」などが多かったと報告されています。
- 2) コロナ禍と子どもたちの成長。
- ・1～4年生は就学前の3年間に「人と触れ合うこと・喋ること」が禁じられた時期がある。
 - ・5年生は入学してからほとんど「マスクの人」との生活。マスクが生活の習慣に。
 - ・6年生はマスクの中で掛け算九九を覚えている。音読もマスクの中で。
- 3) 蓄積されたコロナ禍の生きづらさを乗り越えるには、時間がかかります。
- ・乗り越えるには時間がかかりますが、「コロナのせいで」という言葉は少しずつ減らします。
 - ・「遅れてもいいですよ」「例えばこういうことです」「できない時は」こんな言葉で安心を。

④ なんだか少し気になる子どもたちと自己肯定感

- 1) 目立たない子どもたちの自己肯定感：目立たない子どもたちはクラスの様子をよく見て気を使い、支えていることがあります。また願いをうまく出せない子どももいます。意識的に雑談をし、手助けしてくれた時などには「ありがとう」「助かったよ」という言葉をかけます。
- 2) 発達に課題を持つ子ども・学校に行きづらく教室に入りづらい子ども (P. 1)
- 3) 暴言や暴力を振るう子ども：その言葉・その暴力が「願い」の表れです。必ずそうせざるを得ない背景があります。怪我や周りの子どもたちとの関係を解決した後（「ごめんなさい」を言わせることだけが解決でないこともあります。）、そのこととは関係のない場面でのつながりを意識的にしていくことです。
- 4) 少し気になる子ども：夜尿症が頻繁に・指しゃぶり・いろいろなチック・円形脱毛症・びっくりするような嘘をつく・妹や弟にきつくあたる・場面緘黙等。子どもなりのストレスから来るものと考えられます。本人が一番気にしています。「やめなさい」とそのことを指摘せず、気持ちを他にそらす。不思議に「3週間・3ヶ月」とたつうちに消えていきます。安心するのかな。

⑤ 子どもたちの自己肯定感と共に、私たち大人の自己肯定感も育てましょう。

- 1) **児童のいる世帯は 18.3%**。孤立しがちな子育ての一番の相談相手はネット・スマホによる検索ということになってしまいがち。スマホ・ネットは結局「自己責任」の世界です。学童での先生と親・親と親・先生と先生のつながりを大切に。そこで大人の自己肯定感も育まれます。
- 2) **ネットの世界の危うさに気をつけて**。学童教室の子どもがいるとき、おうちでは5時から9時の子どもとの大切な時間にはスマホと離れる。大人がスマホを布団の中に持ち込まない。本や地図・辞書から離れない。スマホは「読書を排除する力」を持っています。
- 3) **「子どもの権利条約」にふさわしい学童保育の条件改善の要求を出していきましょう**。子どもたちとゆっくり向かい合えるように。その要求は私たち大人の自己肯定感を高めます！

分科会4 どう付きあえばいい？～SNS・オンラインゲーム～

講師 中村 好子（元養護教諭）
世話人 奥野奈美子（八尾市指導員）
世話人 大島 幸子（八尾市指導員）

今の時代、手放せなくなったスマホやインターネット。大人のみならず子どもたちにも身近になり、それを大人はどのように見守っていくべきなのか……。毎日の事で悩まれている方が多いのではないのでしょうか？

この講座と交流では、「SNS・オンラインゲーム」に関して、子どもたちの身近に起こっている学童や家庭での現状、困りごとや心配ごと、うまく付き合う方法など出し合って共有し、助言者の中村先生にも養護教諭の立場からお話いただき、交流や学びを深めます。皆さんから出たお話についてもご助言いただき、向き合い方へのヒントに、また子どもといっしょに考える機会になれば・・・と思っています。

解決策はなかなかありませんが、現状の共有と色々なご意見やいいアイデアを交流や助言を通じて得ることができればと考えています。

〈分科会のよてい〉 ※適宜休憩入れながら進める予定です。

1. 講師紹介
2. 保護者・指導員からの身近な状況報告
3. みんなで交流
4. 講師からのお話
5. 質疑～応答・助言
6. みんなで交流
7. 質疑～応答・助言
8. 講師からのまとめ
9. 事務連絡

どう付きあえばいい？

～SNS・オンラインゲーム～

元養護教諭 中村好子

1. はじめに

デジタル環境の整備は、子どもの教育・余暇・文化的活動等の権利を保障するうえで重要性を増しています。ただ、メリットだけでなくデメリットが心配されている現状があります。それが、子どもの“からだと心”への影響です。

2. デジタル環境のなかで、子どもの“からだと心”は？

(1) 眼への影響

(2) 睡眠への影響

(3) 脳への影響

3. うまく付き合う方法は？ ～みんなで知恵を出し合いましょう！～

4. おわりに

第55回大阪学童保育研究集会
4. 講座と交流

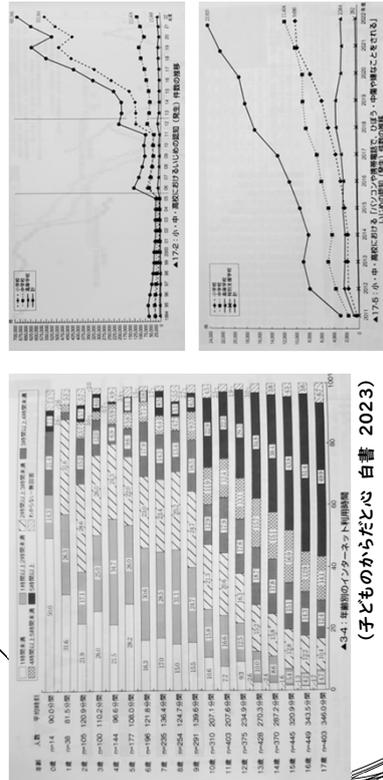
どう付き合えばいい？
SNS・オンラインゲーム

2024/6/23
元養護教諭 中村 好子

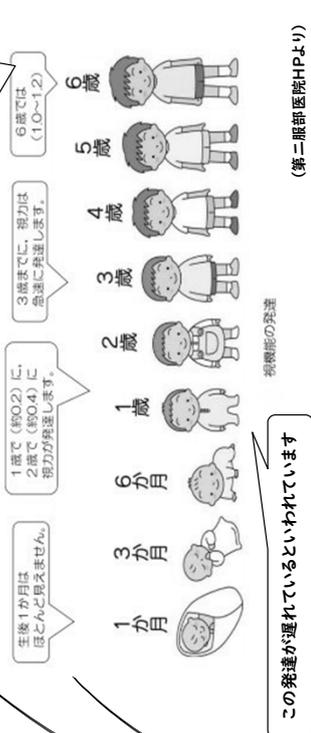
デジタル環境の整備

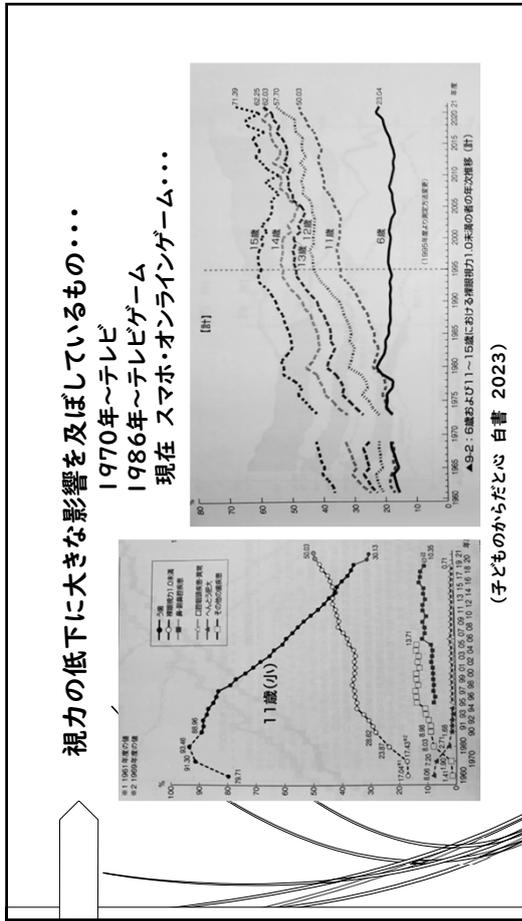
- メリット
子どもの教育・余暇・文化的活動等の権利を保障するうえで重要性を増している。
- それにも増してデメリットが心配される現状がある。
☆子ども“からだどと心”への影響
 1. 眼への影響
 2. 睡眠への影響
 3. 脳への影響

まずは気になる“実態”を・・・

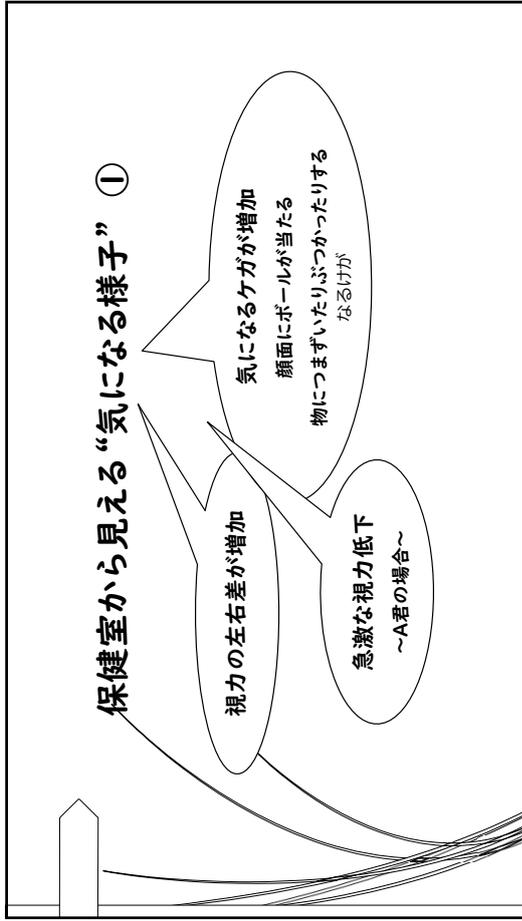


1. 眼への影響
子どもの視力の発達

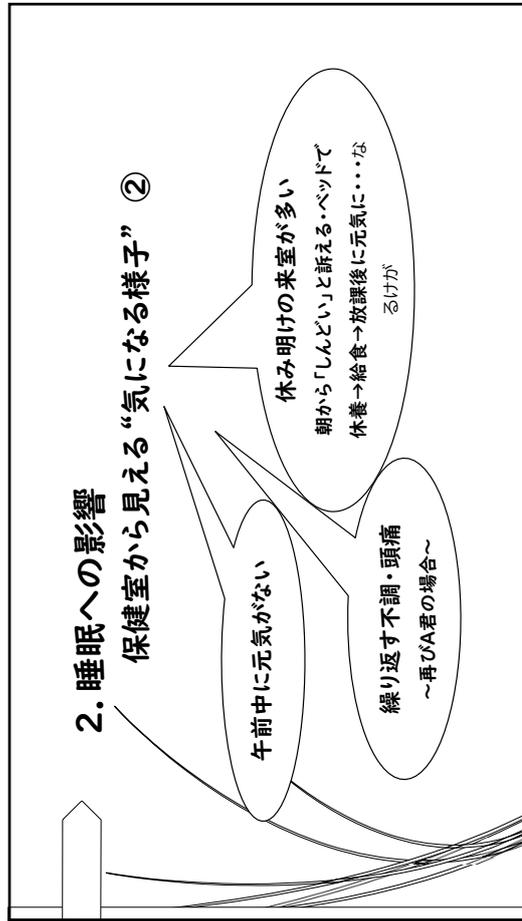




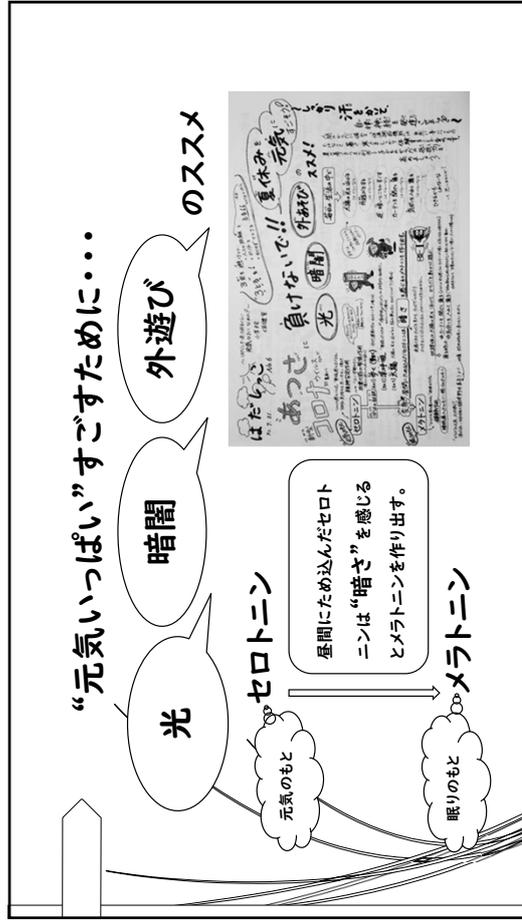
5



6



7



8

分科会5 障がいのある子どもと共に育ちあう

講 師 熊本 勝重 (追手門学院大学)
世話人 三宅 由花 (富田林市指導員)
世話人 野茂 友香 (富田林市指導員)
世話人 香田 太郎 (大阪市連協 専従)

私達は子どもの困り感に寄り添えているでしょうか？また、どのような寄り添いができるのでしょうか？そして、子どもの困り感から子どもの願いを見つけるにはどのような視点が必要なのでしょうか？

困り感を抱えた子はもちろんのこと、どの子も主人公として生活し育ちあうには、どんなことが大切でしょうか？子どもが見せたり感じたりする困り感の奥にある「本当はこうしたい」「本当はこうなりたい」という願いや思いに気づき、受け止め、励まし、支援し、周りの子とつなげていくためには、どのような視点が必要なのでしょうか？

障害特性も学びながら、「みんなの声と願いがうけとめられる」… そんな関係が生まれる生活づくりを考えあいましょう

保護者・学校・学童保育の協力の在り方も考えあいたいと思います。

〈分科会のよてい〉

- ① 世話人から事例報告
- ② 熊本先生の講演
- ③ 参加者の悩みや質問を熊本先生に聞いてみよう。
- ④ 休憩 (10分)
- ⑤ ③で出した悩みや質問を受けて、熊本先生からアドバイス。
- ⑥ 更に聞きたいこと、質問はないですか？
熊本先生からアドバイスを聞けるチャンス。

障害のある子どもと共に育ちあう

— 子ども理解と発達、支援のあり方 —

熊本 勝重 (追手門学院大学 非常勤講師)

1. はじめに

・社会的事情と要求

女性の社会進出、働かざるを得ない人も、地域社会の教育力の低下、子どもの安心・安全

・増えている？発達障害の子どもたち

小・中学生に占める「発達障害児」の割合

6.5% (2012年12月文科省報告) ⇒ 8.8% (2022年12月報告)

本当に増えているのか

いじめの増加、不登校の増加、10年前と比べると

学校が過ごしにくい環境になっていませんか

学ぶ場の強要 (4.27 文科省通知)、「学力」中心主義と学力テスト、

寛容度ゼロと自己責任、学校スタンダード…そうした環境が困難を増幅することも

2. 学童保育という第3の場所の果たす役割について

- ・学校でもなく家庭でもないところ しかし、その影響を受けているところ

学校や家庭の下請けでないところだが…宿題は？ 家庭学習は？ けんかは？ しつけは？ …

- ・異年齢集団による活動が保障され、成長・発達できるところ
- ・子どもたちが安心できる心のよりどころ

3. 子どもの発達と障害について

① 発達障害とはどんな障害なのか…脳の機能的な障害、育て方の問題ではないが…

ASD (自閉スペクトラム症) …社会的コミュニケーションの障害

行動、興味および活動の限局性、反復的常同行動
刺激への過敏又は鈍感さ

ADHD (注意欠陥多動性障害) …注意が持続しない、衝動性がある

家庭でも家でも大変
子育てのしんどさを抱える家庭

LD (学習障害) …

読み・書き・計算の障害 (どれか一つの場合も)
知的発達の遅れはない
学習方法に工夫が必要

DCD (発達性協調運動障害) …日常生活における協調運動が苦手、不正確、困難

箸やはさみが下手、よく物を落とす
スポーツが苦手、書字が苦手など

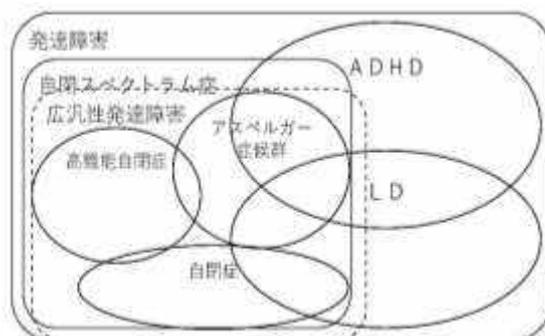
- ・どれも日常活動や学校生活に支障をきたす
- ・合併していることが多いため支援の難しさも
- ・叱られたり、できなさ加減が強調されたりして、自己肯定感が低い子どもが多い
- ・知的発達がボーダー、グレーゾーンの子どもの多い

図は便宜上のものです ⇒

ASD の約 50% が ADHD を併せ持っている

(弘前大学の齊藤まなび氏らによる 2020 年弘前市の 5 歳児に対する調査・研究)

- ・叱られたりできなさ加減が強調されたりして、自己肯定感が低い子どもが多い
- ・知的発達がボーダー、グレーゾーンの子どもの多い



- ② 子どもたちは色々な困り感を持って生活している
 - ㊦ 「次は音楽室に集合ね」と言われた小学2年のヒロちゃんの困り感
 - ① コロナ禍の学校でのハルト君・小学5年生の困り感
 - ㊧ 中学1年生のダイ君の小テストでの困り感

③ 外界に働きかける能動的な活動をとおして人は発達する

× 環境や社会に対する「適応への発達過程」
 (させること、慣れさせることが中心になる)

結果として
 強度行動障害(著しい自傷、他傷、こだわり、物こわし、パニック、粗暴など)が
 通常考えられない頻度と強さで出現
 対応としての「構造化」「視覚支援」
 …「問題」行動回避、社会適応のための支援の技法
 ⇒ 環境が変われば一挙に「問題」が噴き出てくることも
 ⇒ 子どもをよく観察し、「問題行動」の根源にある子どもの困り感、
 原因に気づくことが重要

◎ 環境や社会を変え、わがものとしていくという「獲得への発達過程」
 (したくなること、関わろうとすること、主人公であろうとすること)



⇒ 発達の可能性に着目し、主人公であるその人の内面を理解し、より豊かに育む



3. 子どもの心を見立てる・・・内面の理解のために

- 子どもたちの心の内を知ること
 何を感じ、何をしたいと思い、何に不安を覚えているのか
 そんな便利な「眼鏡」はない?
 それでも、その子の内面を理解する努力は必要
 教師も保護者も勘違いをすることがあって当然 (悪い勘違いと良い勘違いがある)
- ☆ 宿泊行事に参加した中学2年生(支援学校)の例から
 不登校だった生徒が宿泊行事でロープウェイに乗りにくそうにしていたわけ
- ☆ 運動会に参加した小学6年生(支援学級)の例から
 先生が横について組体をリード、終わって泣いていたわけ

4. 子どもの心、願いと支援のあり方 (子どもたちの事例から学ぶ)

(1) 自閉症児りょうた君から学ぶ 参照:『読みとけば見えてくる自閉症児の心と発達』拙著、クリエイツかもがわ

① りょうた君が「なべなべそこぬけ」に入れたわけ (3年生)

【前提】

りょうた君の周りの子たち(通常学級の子どもたち)にも、りょうた君にとっても手をつなぐことが必要なんだと感じられる時に手をつなぐように
 一方的に手をつなごうとしないように
 …お世話をする対象ではない、させることが大事なのではない

【3年生の7月3日雨の日のお昼休み】

教室で女の子たちが「なべなべそこぬけ」を
 じっと見るりょうた君…周りに近づいたり離れたたり



☆ りょうた君の心の内は？

【女の子たちが遊び続けていたわけ】

日頃から「りょうた君が自分からしようとするのを待ってあげようね。」「無理に言ってもしてくれないよ。」ということ子どもたちに話してきたから
実際に子どもたちも無理にりょうた君にさせようとするとうまくいかないことを知っていた

【りょうた君の参加の瞬間】

遠くの方からりょうた君に「入れてて言ってごらん」と私
りょうた君は自分から「入れて」と言った
ここぞとばかりに女の子たちが「こっちおいで」と輪の一部を空けてくれた
りょうた君も仲間に入れてもらうことができた
りょうた君のうれしそうな顔 & 女の子たちのうれしそうな顔

② りょうた君の事例から学ぶこと

させることが大事なのではなく、

したくなることを準備し、心の育ちを待つことが大事

◆ ゆっくり、じっくり、人との豊かで優しい関係・時間を育む

心の育ちを感じられるゆとりが子どもたちにも保護者や指導員、教師にも必要

(2) リク君（ADHDの男の子）の事例から学ぶ

① 授業中次々とトラブルを起こすリク君小学2年生

ある日、先生が「できた人からノートを前に出して」と言われ、子どもたちがどんどん提出

リク君が自分の前を歩く友だちを勢いよく突き飛ばした…教室中は大騒動

リク君の言い分…「俺がノートを出しに行こうとしたら、前のやつが横入りしたから腹が立った」

一番後ろに座っているリク君ができてノートを出しに行こうとしたら

前の方の席の子がリク君の前に ⇒ 横入りしたと思い、腹を立て、突き飛ばしてしまった

リク君は「乱暴な子」に… 「ごめんなさい」「いいよ」という対応では「乱暴な子」のままに

サヨナラをして教室を出ようとするとき、みんなを突き飛ばしながら出て行こうとする姿が

② 周りの子たちの理解はどのようにして

教室のみんなの助けが必要

リク君がいない日に、教室のみんなに話しに

突き飛ばされた子にリク君の席に座ってもらい、シーンを再現

「できた。早く出さなくっちゃ」という気持ちになってもらい、

前に行こうとすると前の方の子がさっと立ってノートを出しに行く場面の再現

そうすると、リク君役の子は、「横入りされた気がした」と

こんな時どうしたらいいかを話し合う

「席を立てて出しに行くとき慌てずにお先にどうぞと譲り合えばいい」

時々、先生が「できた人は手を上げてね。貰いに行くから」という対応も

③ リク君の事例から考える

「乱暴な子」ではなく「困っている子」としての理解をみんなのものに

(3) ADHD のケンタ君から学ぶ

① ケンタ君の2枚の写真から彼の優しさを読み解く



← i 豆まきの豆はどちらに向かって投げる?

ii 修学旅行のお土産に迷う姿から →



② 素敵な思い出を共有する力

眠れなくなったケンタ君（高等部1年の時の話）と小学校の思い出
彼はなぜ眠ることができたのか

③ ケンタ君の事例から学ぶこと

子どもの心に共感する力、子どもの心の中を想像する力を
◆ 子ども優しさを見つけること

(3) 学習障害のシオリさんから学ぶ

① 読み書き障害の困難さ

真面目にがんばっているが、なかなか漢字が覚えられず
ゲームで楽しく漢字を作ったり熟語を作ったり
友だちといっぱい作り、中国の方に「すごい」とほめられて

② シオリさんの事例に学ぶこと

仲間と共に楽しく学習することの重要性
◆ 全部覚えられなくてもよい
◆ 頑張っていることを褒め合える集団
◆ どの子も仲間の中で育つ

(4) ADHD で DCD? のコオ君の事例に学ぶ

① ドッジボールが怖くて参加できないコオ君

整理整頓が苦手で、自分の持ち物が管理できず、机のまわりに散らばったままに
ドッジボールが苦手で「怖いと言って」参加できない
文字の形がうまくとれず、何度も書き直しをさせられる…漢字の宿題が苦痛
階段の上り下りが苦手…

② 他者理解をコオ君に

多い人数の中での学習…周りが気になり、集中できず、立ち歩いたり周りの友だちにちょっかい
を
友だちが嫌がっているという感覚はない?…意地悪でそうしているのではない
周りの友だちも担任も「困って」しまう
⇒ 友だちに相手をしてほしい ⇒ 友だちにとってはしてほしくない
友だちが嫌がっている様子を喜んでいるように感じているのかもしれない



■ 支援者をたよりに周りの人との付き合い方を

- 言葉の理解を深め、伝え合う力や表現する能力を育てる。
- 小集団でのルールのある遊びやゲームなどを楽しむことができるようにする。
- 相手にも思いがあることを理解できるようにしていく。

◎とりわけ、支援者である私との関係をほかの友だち以上にしっかりとしたもの

支援学級のドッジは工夫も色々

王様（宝）を守れドッジ
隠れ家ありドッジ
いのちは〇個ドッジ
生き返りタッチ ラインは1本…

③ 本当は参加したいドッジボール、周りの理解も

通常の学級の子たちとのドッジはやっぱり「怖い」
友だちから誘われて「行く」と言って出て行ったのですが…
友だち「コオ、来なかった」

コオ君に確かめると、「ドッジのボールが硬くて当たるのが怖いから帰ってきた」と
私「中じゃなくて、外でもいいねんで」、コオ「外でも飛んできたら怖い」
「先生もついて行ってあげるから」と言うと嬉しそうに一緒に運動場に
何度もラインの外まで逃げるコオ君に「ダメ」「ずるい」と言う言葉は出ません

④ コオ君の事例から学ぶこと

本当は友だちと関わり合いたい、怖いけれどドッジボールをしたいという願いを大切に

- ◆ 嫌がっているから しないではなく、できる方法を考えることの必要性
- ◆ 支援者を頼りに交流し、参加することができるように…仲間、集団の理解も大事

(5) ADHDで愛着障害？のサトル君の気持ちはどこに

① 子どもの心の内を代弁してあげる力

「ごめん」と書いた紙を相手に見られてぐしゃぐしゃにしまったわけは？
「本当は悪いことをしたって気が付いてるんやろ」
「腹立ってんなあ。叩いてしまうくらい腹立ったんやなあ」
「謝らなあかなくて気がついてるんやろ。先生が手伝ってあげるで」

② サトル君の事例から学ぶこと

- 「あなたのことが大好きなんだよ」という気持ちを伝え続けること
- ◆ スキンシップをしっかりと
 - ◆ 責めるのではなく、寄り添うことを第1に
 - ◆ 保護者への支援もていねいに

(6) 少し未来（よい未来）を想像することができるイマジネーションを

① ケンタ君の修学旅行のお土産のその後

② ぐしゃぐしゃにしまったその後

③ 「死ね！」によい未来なんてあるのか？

同じ「死ね！」だって色々あります
悪い「死ね！」（悪い未来） ⇒ 良い「死ね！」（よい未来）
「死ね！」も関係をつくる良い機会に
ピンチはチャンスという発想を

5. 保護者や指導員、教師の苦悩へのエール

「私はいつもこの子がしでかしたことを謝りに回る毎日でした」

「〇〇さんを叩いたので…」 「〇〇さんの筆箱を壊してしまったので…」

「きょうは、ガラスを割ってしまい…」と学校から電話が

「どうしてこの子はじっとしていないのだろう」と思いつつも、叱らなければ
家族や親戚から「あなたの育て方が悪いからだ」と責められることも
教師も一緒、「去年はきちっとしていたのに…」と前年度の担任から言われて…

① 毎日相談に来られたモトキ君のお母さん

家でも、暴言を吐いたり、お母さんをたたいたり…お母さんは疲れ果てて
自分の育て方や、子どもに対する接し方、家の環境など心配を毎日話しに来るように
「私は先生たちからうるさいお母さんと思われているんでしょうね」
「また来たの！と思われているんでしょうね」と
聞いてあげることで安定としんどさへの共感

② お母さんへのエールと学んだこと

「本当はいい子なんだよ」と

「我が子が心配だから相談に来ているのでしょ」

「たくさん頑張ろうと思っても駄目だし、怒っているばかりとってしまうてもよくないよ。」

「誰でも怒りたくなる時はあるよ。1日をプラスマイナス0で過ごすように考えてみたら。」

「1日の最後がプラスなら、その日はプラスで終えれたと思うのがいいよ。」

「寝るときにギュッと抱きしめたり、絵本を読んであげたりしたら、その日はいくらマイナスが多
くてもプラスになったと思えるといいね。」

- ◆ 母の安定は子どもの安定につながり、子どもの安定は母の安定に
- ◆ 子どもへの愛情と信頼を共有することの大切さ

6. まとめ

- ◆ 今、目の前にある事実に困惑するのではなく、そうしている子どもの内面（困り感）を想像してみよう
- ◆ 子どもの心の微妙な揺れや発達に気づくことは難しいもの
だからこそ、たくさんの人の協力の中で子どもの育ちを見つけよう
- ◆ 心は育つもの、育てるもの
- ◆ 子どもの発達には、やさしい人間関係と安心感が必要
- ◆ 「今はそうだけど、いつかはきっと」と、未来に希望をつなごう

7. おまけ

「あたし研究 自閉症スペクトラム 一小道モコの場合」（クリエイツかもがわ）より
著者の小道モコさんは

「みんなとチガウ君がかわいい」という祖父の存在が自分を支えていたといいます。

そして、『君が愛しい』『君が大好き！』というメッセージを恥ずかしがらずに、言ってほしいし、示してほしいです。これほど、支えになるモノはないと思っているからです」と。

■■全国障害者問題研究会・全国大会が8月3・4日に奈良で開催■■
障害を持った人や子どものねがいを大事に、そんな実践がいっぱい詰まった大会です。
8月3日の全体会は、なら100年会館で、池添 素 さんが記念講演「微力かもし
れないが、無力ではない ― 子どもたち、障害のある人たちと家族から教えてもら
ったこと ―」をお話しされます。4日（奈良教育大）には「放課後保障と地域生活」
分科会で学童保育や放課後デイなどの実践が拘留されます。ぜひご参加ください。
詳細はこちらから ⇒



分科会6 どうしてですか？保護者会

世話人 藤井 悦子（堺市保護者）

世話人 松谷 有紀（堺市保護者）

世話人 大植 晶子（熊取町指導員）

学童保育は働く保護者の願いから生まれ、多くの保護者や指導員の協働の力で育まれてきました。学校でも家庭でもない学童保育の場は、子どもたちにとって「たて・よこ・ななめ」の関係の中で遊びや生活を通して、自分自身を解放できる特別な場所です。

では、私たち大人にとってはどうでしょうか？「働きながらの子育ては大変…学童があってよかった」「日々をやり過ごすのに精いっぱい…あまり考えることもないかも」「子どもが楽しくないと言って、実は困ってる」「もっとこんなふうにならないのかな？と思うことがある」「学童保育はいいけど、保護者会はさげたい」とさまざまな声が聞こえてきそうです。

わが子どもも安心して楽しく育ちあえる学童保育になるために、保護者どうしをゆるやかにつなぐ保護者会はとても大切な役割を果たしています。加えて、保護者や指導員にとっても保護者会があることで安心や楽しみができればどんなに素敵でしょう。学童保育の保護者会は、子育てするもの同士をつなぎ、時には子育ての悩みを語り合う、子育てのコミュニティの役割も担ってきました。

とはいえ、働きながらのめいっぱいの日々、子どものため…と言ってもどこまでやれるのか、ハードルが高いのも事実です。そこで、誰もが参加しやすく、楽しくなる保護者会づくりについて考えます。

「こんな保護者会なら楽しいのでは？」「学童保育や保護者会でこんなことを大切にしたいね」などの交流しながら、いろいろな悩みや工夫を出し合って明日からのヒントにつなげましょう。

〈分科会のよてい〉 ※参加人数などによって変更する可能性があります

1. 交流の柱（上記）
2. 世話人からのお願い
3. 報告者からのお話
①熊取町学童保育所より ②堺市東三国丘堺っ子くらぶ
4. 質疑応答
5. 休憩
6. 交流（Zoom参加の方はブレイクアウトルームを活用します）
7. 休憩
8. まとめ
9. アンケートのお願い

報告①

「保護者と指導員とでつくる保護者会を目指して！」

熊取町学童保育所より

報告②

「保護者会、繋いでいく思い」

ひがしみくにおか
堺市 東三国丘堺っ子くらぶ
保護者 川中 琴江

1. 東三国丘堺っ子くらぶについて

- ・約300世帯が在籍
- ・運営事業者が2回変更

2. ヒガミク保護者会について

- ・役員が3人！？
- ・保護者会の再起に向けて（アフターコロナの取り組み）

3. 保護者のねがい

分科会7 子どもが学校に行きたくないとき

講師 松尾 裕子（元養護教諭）

世話人 仲尾 真紀（大阪市保護者）

世話人 板井さくら（大阪市指導員）

行かない理由は何だろう…。行かせるべきか、休ませてもいいのか…。親が甘い？
子どもが「学校に行きたくない」と言ったとき、子どもの想いや気持ちに寄り添いたいけど、仕事は休めないし、1人には出来ないし…。一人で抱えこんでいませんか？

どんな支えができるかな…と悩む指導員も多いはず。助言者の元養護教諭の松尾先生を交えて、様々な立場で一緒に考えていきたいと思います。

ちょっと心配な方や、お悩み真っ最中の方、一番しんどい時期を乗り越えたけど話したいことがいっぱいある方など、たくさんおしゃべりして交流しましょう。

おねがい

この分科会では、プライバシーを含む内容が交流されます。

参加者ひとりひとりが大切にされ安心して話せる場になるよう、共通理解にしておきたい配慮事項について下記をご参照ください。

- ・分科会の録音・録画などは禁止します（主催者側でも録音・録画は行いません）。
- ・個人が特定されるような内容は参加者以外の方へお話しされないようにお願いします。
- ・オンライン参加に際しては、分科会のお話が周囲に聞こえないようイヤホンを使用するなどご配慮ください。
- ・オンライン参加の方はできるだけカメラをONにしお顔が見えるようにお願いします。
- ・来年度の分科会がより良いものになるために、最後にアンケートのご記入にご協力ください。

〈分科会のよてい〉

- 13：15 分科会開始
世話人から基調提案、事務連絡
交流
- 14：30 休けい（10分程度）
松尾先生からのおはなし
交流
- 15：40 まとめ
世話人から事務連絡
アンケートのお願い
- 16：00 終了

「適切な対応と援助をすれば、どの子どもも必ず立ち上がる」

現、NPO 法人おおさか教育相談研究所相談員 (元 小学校養護教諭) 松尾 裕子

1. 今、子ども・若者たちは、「過剰なストレス」を負いやすい時代に生きているのです

◎学校ストレス、社会ストレス、家庭ストレスを最も負いやすい子ども達

- ・過去最多の小中学生の不登校 29 万 9, 048 人 (文科省 2022 年度調査)
- ・過去最多の小中高校生の自殺者 514 人 (警察庁・厚労省統計 2022 年度調査)

◎なぜ不登校者がここまで増加したのか

- ・国連子どもの権利委員会の勧告を無視し続ける日本政府の問題
「高度に競争主義的な学校環境が就学年齢にある子ども間のいじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退および自殺の原因となることを懸念する」
(国連子ども子どもの権利委員会 日本政府報告に関する最終所見《勧告》)
- ・学校ストレスの主要な要因である「学力向上」という競争圧力と「規範意識」という同調圧力が異常に増大していること
- ・長時間労働、非正規雇用、生活格差などで生活にゆとりがなくなっている

2. 登校拒否・不登校とは、どういうことか

- ・過剰にストレスを受けたことで発生した「心の傷」をこれ以上悪化することを防衛するために、主なストレス発生現場から家庭に「心と身体」を本能的に退避した状態
そのため、登校しようとする「頭痛、腹痛」「吐き気」「下痢」等身体症状を起こして登校を拒否して身体を守るのです

3. 子どもへの援助と対応をどのようにすればいいのでしょうか

- ・適切な対応と援助をすれば、どの子どもも必ず立ち上がるのです
- ・子どもの生きる力が発揮できる条件をまわりの大人が整える必要があるのです

◎まず、「心の傷」を癒すことが最優先 (初期対応が大切) —回復のための5つの条件—

- ① 一切の「登校刺激」を止めて、まず「心の傷」を癒すこと
- ② 「安心して過ごせる家庭環境・居場所が得られるよう」努めます
- ③ 「本人に寄り添い、話を聴き続ける」ようにします
- ④ 「否定的なまなざしで子どもを見ない」ようにします
- ⑤ 「子どもを信じて・任せて・待つ」態度を貫きます

◎親自身が健康で元気になっていくように努めましょう

- ・親同士の体験交流会などに参加しましょう
(地域交流会などに参加し、思いを共有し合い学び合う事で元気になる)

- ・親自身が専門家などに相談して対応の整理をしていきます
(カウンセリングや相談室)
- ・家庭、学校、専門家の3者が連携して援助にあたります
(学校の協力を求め、担任には、定期的に接触してもらう)

4. 子どもは、苦悩、自己否定、長いトンネルを自らの力で通り抜くのです

- ・親以外の魅力ある大人、信頼できる他者との出会い
(Kくんの場合、Mさんの場合)
- ・生きる力、行動する能力が発揮できる場・集団との出会い
(地域の居場所・・・〈例〉「学童保育」、「レボレボ」、「自立支援・ちのくらぶ」他)
(趣味の会、バイトなど)
- ・やりたいことや目標を持てるようになって進路を選んでいく
(「得意なことを生かしたい」、「同じ思いで苦しむ人の役に立ちたい」、「他者が喜んでくれるような仕事をしたい」などの気持ちで取り組む青年たち)

5. 私たち大人が忘れないでおきたいこと

◎待ってもらえて、甘えられて、わかってもらえる安心感の中でこそ子どもは立ち上っていける

- ・子どもは「各駅停車」で成長、発達していくことをじっくり待ってあげること
失敗を許し、結論を急がないこと

◎人が生きる喜びを感じるために必要なこと

- ・「なんくるないさ」を心の底に持って
- ・「ちむどんどん」することを大切に
- ・「アモーレ、カンターレ、マンジャーレ」で心豊かに

*「この世の中に一つとして無駄な命はない。人は、愛し、愛されるために生まれてくる」(マザー・テレサ)

分科会8 絵本の世界をたのしもう

講 師 吉岡真由美 (司書教諭)

世話人 前東 尚子 (大阪市保護者)

世話人 宇治 丈晴 (大阪市指導員)

みなさん、絵本は好きですか？絵本というと、乳幼児と一緒にというイメージがあるかもしれませんが子どもから大人まで楽しむことができます。

好きな遊びの中に絵本(本)を読むこと、読んでもらうことという子どもたちもたくさんいます。絵を見て想像したり、お話の世界にどっぷり浸かったり、絵本を見ている間いろいろな気持ちになったり、友だちと一緒にその気持ちを共有したりできます。絵本で色々な体験ができるのも楽しみの1つですね。

絵本の魅力や子どもと一緒に絵本の世界を楽しむことを学んだり、お話を聞いたり、交流しましょう。お好きな絵本があればぜひ1冊お持ちください。当日は、ワクワクドキドキ絵本の世界を一緒に楽しみましょう！

※読み語りや参加型の本の紹介など実践も交えて行う分科会ですので会場で参加されることをお勧めします。

〈分科会のよてい〉

- 13：15 分科会開始
世話人から分科会の提案・事務連絡
先生のおはなし
- 14：15 交流
休憩
- 14：45 先生のおはなし
- 15：20 交流
- 15：50 アンケート記入

絵本の世界を楽しもう

1. 読書の魅力

本との出会い
読書が好きになったきっかけ

2. 読書と脳の関係

脳科学で分かってきたこと
AI 時代と読書

3. 絵本の魅力

絵本の魅力
読み語りの楽しさ

～本を通じた出来事～

4. 本を届けるきっかけ

時間つぶしにならない届け方の工夫
導入の必要性
導入のポイント

5. 本を手にとって読みたくなる手法

ブックコマースシャル
ブックトーク

6. 手持ちの1冊を紹介

分科会9 親子でけん玉・こま

場 所 吹田メイシアター

講 師 佐藤 準也(吹田市指導員)

講 師 渡部 大起(大阪市指導員)

ほか 吹田市指導員・大阪市指導員

けん玉

- ・初級編 「大皿～とめけん」
- ・中級編 「飛行機～灯台」
- ・上級編 「灯台～はねけん」
- ・超上級編

コマ

- ・回せる
- ・空中手のせ
- ・綱渡り

親子でけん玉・コマ

「親子で一緒に楽しもう！けん玉・コマあそび」

〈分科会のよてい〉

- 13:15 分科会開始 挨拶・事務連絡 5分
- 13:20 講師紹介 5分
- 13:25 ～ けん玉講習 45分
- 14:10 ～ 技挑戦 10分
- 14:20 ～ けん玉を使って遊ぼう 20分
- 14:40 休憩 10分
- 14:50 ～ コマ講習 45分
- 15:35 ～ 技挑戦 10分
- 15:45 まとめ 10分
- 15:55 事務連絡・アンケート記入 10分
- 16:05 終了



けん玉・コマの販売もあるよ！

放課後児童クラブ運営指針

第1章 総則

1. 趣旨

(1) この運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。

(2) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

2. 放課後児童健全育成事業の役割

(1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。

(2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。

(3) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

(1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする

(2) 保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

(3) 放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

(4) 放課後児童クラブの社会的責任

① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。

② 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放

課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。

③ 放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実に図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

④ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

⑤ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である

1. 子どもの発達と児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。児童期には、幼児期の発達の特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

2. 児童期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

○ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。

○自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。

○学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。

○集団や仲間活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。

○発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

3. 児童期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

(1) おおむね6歳～8歳

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を

自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

(2) おおむね 9 歳～10 歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。遊びに必要な身体的技能がより高まる。同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10 歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤もたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

(3) おおむね 11 歳～12 歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。大人から一層自立的になり、少人数の仲間と「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にようになる。身体面において第 2 次性徴が見られ、思春期・青年期の発達の特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

4. 児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切に育成支援を行うことが求められる。

(1) おおむね 6 歳～8 歳の子どもへの配慮

○幼児期の発達の特徴も見られる時期であることを考慮する。

○放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。

○子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

(2) おおむね 9 歳～10 歳の子どもへの配慮

○「9、10 歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。

○同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達の理解に基づいた関わりをする。

(3) おおむね 11 歳～12 歳の子どもへの配慮

○大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にしようになるなどの発達の理解をすることに加え、信頼に基づく関わりを心掛ける。

○ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にすること。

○思春期・青年期の発達の特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

(4) 遊びと生活における関わりへの配慮

子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。子どもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

第 3 章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容

(1) 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。

(2) 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

(3) 子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。

(4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。

①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。

・放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。 ・放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。 ・子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。 ・子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。

②子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。 ・子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。

・子どもの来所時には、子どもが安心してできるように迎え入れ、子ども一人ひ

とりの心身の状態を把握する。 ・遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。

③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。

・子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。 ・放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。 ・放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。

④放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。

・手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。 ・子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。

⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。

・子ども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。 ・子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるようにする。 ・遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。 ・子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。 ・屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。 ・子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。 ・放課後児童クラブの子ども達が地域の子ども達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。 ・地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする

⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。

・子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。 ・子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。 ・行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。

⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活方面から必要とされるおやつを適切に提供する。

・発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要な栄養面や活方面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。 ・おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。 ・食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する

⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。

・子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。 ・子どもが危険に気付いて

判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。 ・事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。

⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

・放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える ・子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事を両立できるように支援する。

2. 障害のある子どもへの対応

(1) 障害のある子どもの受入れの考え方

○障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。

○放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。

○障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。

○地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

(2) 障害のある子どもの育成支援に当たった留意点

○障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。

○継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。

○障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。

○障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。

○障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応

(1) 児童虐待への対応

○放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ）や関係機関と連携し、法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。

○児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対

応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

(2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応

○放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

○放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

4. 保護者との連携

(1) 保護者との連絡

○子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。
○放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。
○保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

(2) 保護者からの相談への対応

○放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
○保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。

(3) 保護者及び保護者組織との連携

○放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。
○保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

(1) 育成支援に含まれる職務内容

放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。

○子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。

○日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。

○職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。

○通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

(2) 運営に関わる業務

放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる

- ・業務の実施状況に関する日誌(子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等)
- ・運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ・おやつや発注、購入等
- ・遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・保護者との連絡調整
- ・学校との連絡調整
- ・地域の関係機関、団体との連絡調整

・会計事務 ・その他、事業運営に関する記録

第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制

(1) 放課後児童クラブには、年齢や発達状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員(基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの)を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)に代えることができる。

(2) 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用する子どもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

(3) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。

(4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。

2. 子ども集団の規模(支援の単位)

(1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。

(2) 子ども集団の規模(支援の単位)は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

3. 開所時間及び開所日

(1) 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。

(2) 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。

(3) 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。

(4) 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

4. 利用の開始等に関わる留意事項

(1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。

(2) 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。

(3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。

(4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。

(5) 子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への

引き継ぎを行う。

5. 運営主体

(1) 放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。○子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。

○地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める

○放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。

○子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない

○放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項(①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所時間及び開所日、④育成支援の内容及び利用料、⑤定員、⑥事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項)に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。

○放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。

6. 労働環境整備

(1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

(2) 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。

(3) 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあってした場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。

7. 適正な会計管理及び情報公開

(1) 利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第75条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携

(1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。

(2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく

(3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

2. 保育所、幼稚園等との連携

(1) 新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するため

に、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

(2) 保育所、幼稚園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

3. 地域、関係機関との連携

(1) 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。

(2) 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。

(3) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。

(4) 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ

○学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。

○「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。○放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図る。

(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

○児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

○児童館に來館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。

○放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備

(1) 施設

○放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。

○専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。

○室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。

○子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。

○子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。

(2) 設備、備品等

○衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。

○年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

2. 衛生管理及び安全対策

(1) 衛生管理

○手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。

○施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する

○感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。

○感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

(2) 事故やケガの防止と対応

○日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。

○事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。

○放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。

○おやつ提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。

○事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。

○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。

○放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

(3) 防災及び防犯対策

○放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。

○市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。

○災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。

○災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

(4) 来所及び帰宅時の安全確保

○子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。

○保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

(1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

○子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。

○児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。

○国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。

○守秘義務を遵守する。

○関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護する。

○保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。

○放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。

○事業の社会的責任や公共性を自覚する。

2. 要望及び苦情への対応

(1) 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者等に周知する

(2) 苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知する。

(3) 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。

(4) 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

3. 事業内容向上への取り組み

(1) 職員集団のあり方

○放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。

○放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たった課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

(2) 研修等

○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。

○放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。

○放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

(3) 運営内容の評価と改善

○放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。

○評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

大阪学童保育連絡協議会は、大阪中の子ども・保護者・指導員の方々のネットワークです。

学童保育を必要とするすべての子どもが入所でき、
安心・安全で豊かに育ちあえるように
子どもの声が聴かれる学童保育に
子どもたちが、「通いたい」と思える学童保育に



ホームページに資料やとりくみをご案内しています



<https://r.goope.jp/osaka-gakudou/>

学童保育ってどんなところ？指導員の人は
どんなふう子ども理解や安全配慮をして、
日々の学童保育づくりをしているの？

安心できる学童保育・指導員体制を考えあう
ために、パンフレットを作りました。
上記ホームページにも掲載しています。

発行：大阪学童保育連絡協議会

〈2024 年度の特集〉

- 4月号 新しい出会い 学童保育
- 5月号 つながり広がる 保護者会・父母会
- 6月号 子どもたちと一緒に作る 夏休みの生活
- 7月号 一緒に考えよう 学童保育のいまとこれから
- 8月号 子どものけんか・言葉・気持ち
- 9月号 学童保育の生活 子ども的人数を考える
- 10月号 特に配慮を必要とする子どもと学童保育
- 11月号 学童保育のおやつ・食
- 12月号 指導員の連携・協力・学びあい
- 1月号 子どもの放課後を考える
- 2月号 全国学童保育研究集会の内容紹介
- 3月号 学童保育の日々の記録

1冊 390円

発行：全国学童保育連絡協議会

お問い合わせは、大阪学童保育連絡協議会へ



第55回 **大阪学童保育研究集会**
集会要綱

2024年6月23日(日)

大阪学童保育連絡協議会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目2-2-202
TEL 06-6763-4381 FAX 06-6763-3593

